

柁城小学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標

【家庭・地域との連携】
PTA 生活指導部
学校評議委員会
学校関係者評価委員会
民生委員・児童委員等

【いじめ対策等委員会】(年間計画の作成・実行・検証・修正の中核)

- 1 目的
(1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成される法律に基づく組織をおく。
(2) 年間を通した取り組み等について検討し、計画や実践内容のチェックやいじめの対処の検証、必要に応じた計画の見直し等、PDCA サイクルで検証する。
- 2 内容
(1) 構成：学校職員、その他必要に応じた関係者及び外部専門家
(2) 開催月：年5回(4月、6月、8月、11月、2月)及び必要に応じて臨時で開催

【関係機関等との連携】
市教育委員会
子ども相談支援センター
警察署・中央交番
法務局
市役所(福祉課・危機管理課等)
医療機関
児童相談所
SC・SSW
加治木中学校等

【教育活動の重点】

- 1 全教育活動
○ いじめ問題はどこにでも起こるという認識と、深刻な人権侵害ということを念頭に、集団の一員という自覚や、互いを認め合える人間関係や学校風土を作る。
 - 児童の安心・安全を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする道徳性の向上を図る。
 - 「相手の目を見て元気のよいあいさつができる学校」を目指し、校内外でのあいさつの指導を徹底する。
 - 基本的な生活習慣の確立と心身の健康の保持・増進を図り、健やかな心身をもつ児童の育成を図る。
 - 基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けさせ、これらを活用して課題を解決する能力を育み、主体的に学習する態度を養う。
 - 家庭や地域、事業所との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。
- 2 児童の主体的活動
○ 児童総会で決定した児童会目標を中心とした自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていこうとする意欲を高める。
 - 進んでボランティア活動・緑化活動を行うことにより、優しい心と豊かな心をもつ。

【いじめの防止】(未然防止)

- 1 教職員の取組
○ 「いじめは絶対に許さない」「いじめは深刻な人権侵害」という確固たる意思を表明し、日々の指導に当たる。また、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
○ 「いじめ」の未然防止・対応等の職員研修を行い、資質向上を図る。(年2回)
○ 一徹徹底(あいさつ・読書・靴ならべ)の指導を徹底する。
○ 全ての児童が参加し活躍できる、児童一人一人を大切にしながら分ける授業を実践する。
○ 友人関係、集団づくり、社会性の育成等の目的のため、児童会活動(委員会活動：毎月1回、児童総会：年1回等)や総合的な学習の時間(他団体との交流活動)等を計画的に行う。
○ いじめ問題を考える週間(年3回：4月・9月・1月)を設定し、学級活動での指導や、児童へのアンケート、教育相談等を実施する。
○ 保護者との教育相談期間(年3回：6月・11月・7月・8月・2月)を設け、情報交換を密にし、学校と家庭が共通した指導ができるようにする。
○ 警察等の関係機関の担当者や円滑な連携を図る。
- 2 児童の取組
○ 進んであいさつをする、開始時刻を守る、服装を整える等、規律正しい生活をする。
○ 学校行事(年47～65時間)や児童会活動(委員会活動)、学級活動(係活動)で他人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得する。
○ 毎日の授業に積極的に参加し、学力を身に付け、認められているという実感をもつ。
- 3 保護者の取組
○ 道徳性や規範意識の向上を中心とした目標や努力点を設定し、各家庭の教育へ活かす。

【いじめの早期発見】(実態把握)

- 1 教職員の取組
○ 児童に気になる変化が見られた場合は、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにした)を記録し、迅速な情報共有ができるようにする。
○ いじめは遊びやふざけあいや装って、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる等、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
○ 健康観察の際の子どもの表情、生活ノート等の内容、教室や保健室での様子等から、些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視しない。
○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
○ 保護者と連携し、家庭・地域等での様子を把握する。
- 2 児童の取組
○ 悩み等がある場合、1人で抱え込まず、先生や保護者にすぐ相談する。
- 3 保護者の取組
○ 日頃から子どもの様子を注意深く見守り、子どもの変化に気付く努力をする。また、問題発見時はすぐに学校に相談し、学校・地域社会と連携して問題解決にあたる。

【いじめに対する初期対応】(迅速な対応) (いじめ解消100%)

- 1 教職員の取組
○ いじめを発見した場合、いじめ対策等委員会を中核として組織的に迅速に対応する。
○ いじめ重大事態と判断された場合は、直ちに教育委員会や警察署等の関係機関と連携して必要な対応を行う。
- 2 児童の取組
○ 被害児童は、事情や心身の聴取を受け、状態に応じた継続的な支援を受ける。
○ 加害児童は、再発防止に向けて適切な指導を受け、状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
○ いじめ問題に関係のある学級・学年、及び学校全体で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。
- 3 保護者の取組
○ 被害・加害児童の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、学校・地域社会と連携を図りながら指導に当たる。
○ 必要に応じてPTA総会を開き、再発防止に向けた対応について話し合う。

【生徒指導体制】

- いじめ対策等委員会で計画や取組、実践内容等について、PDCAサイクルを使い検証する。
- 職員会議(毎月1回)、で全職員でいじめ防止に関する話合いの場を設ける。
- 「なやみチェックカード」|「学校楽しーと」等の各種アンケート」を活用し、実態把握に努める。
- 職員研修(年2回以上)で教職員の意識や資質向上を図る。また、事例研修や問題点の共通理解、対応策の検討、共通実践へ向けた体制の構築等を行う。
- 保護者と相談を行い、情報交換を密にし、共通した指導をする。
- 日頃から報告・連絡・相談を密にし、組織的(管理職・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭等)な対応をして、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- 養護教諭や担任外の職員に相談して、児童が相談しやすい環境を作る。
- 学級PTA(年5回)やPTA総会(5月)等で取組や事案を説明したり、協議したりして保護者と連携して未然防止に努める。
- 学校ネットパトロール事業の検索結果を活用する。
- SC、SSW等の関係機関との連携を図る。(ケース会議、モニタリングの実施)
- 中学校との情報交換(年3回)を行い、小中の連携を図る。